

第六百七十五条の見出しを「組合の債権者の権利の行使」に改め、同条中「その債権の発生の際に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合で」を「組合財産について」に改め、同条に次の一項を加える。

2 組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生の際に各組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合による。

第六百七十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができる。

第六百七十七条を次のように改める。

2 前項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。

第六百七十七条の次に次の一条を加える。

第六百七十七条の二 組合員は、その全員の同意によつて、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。

第六百七十八条の二 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求することができる。

2 脱退した組合員は、前項に規定する組合の債務を弁済したときは、組合に対して求償権を有する。

第六百八十二条中「その目的である事業の成功又はその成功の不能」を「次に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。

一 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能

二 組合契約で定めた存続期間の満了

三 組合契約で定めた解散の事由の発生

四 総組合員の同意

第六百八十五条第二項中「総組合員」を「組合員」に改める。

第六百八十六条を次のように改める。

第六百八十六条 第六百七十条第三項から第五項まで並びに第六百七十条の二第二項及び第三項の規定は、清算人について準用する。

第六百八十七条中「組合契約で」を「組合契約の定めるところにより」に改める。

第七百二十二条の見出し中「方法」の下に、「中間利息の控除」を加え、同条第一項中「第四百七条」の下に「及び第四百七条の二」を加える。

第七百二十四条を次のように改める。

(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。

二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

第三編第五章中第七百二十四条の次に次の一条を加える。

第七百二十四条の二 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効については、前条第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

第七百二十四条第二項中「第六百四十四条」の下に、「第六百四十五条」を加える。

第七百二十四条第二項を削る。

第七百二十四条第二項中「第三項」の下に「並びに第六百四十八条の二」を加える。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十七条の規定 公布の日

二 附則第三十三條第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第二十一条第二項及び第三項の規定 公布の日から起算して二年九月を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 この法律による改正後の民法（以下「新法」という。）第三條の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた意思表示については、適用しない。

第三条 施行日前に制限行為能力者（新法第十三條第一項第十号に規定する制限行為能力者をいう。以下この条において同じ。）が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、同項及び新法第二百二條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 施行日前に生じたこの法律による改正前の民法（以下「旧法」という。）第八十六條第三項に規定する無記名債権（その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。）については、なお従前の例による。

第五条 施行日前にされた法律行為については、新法第九十條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 施行日前にされた意思表示については、新法第九十三條、第九十五條、第九十六條第二項及び第三項並びに第九十八條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 施行日前に通知が寄せられた意思表示については、新法第九十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条 代理に関する経過措置

第七條 施行日前に代理権の発生原因が生じた場合（代理権授与の表示がされた場合を含む。）におけるその代理については、附則第三條に規定するもののほか、なお従前の例による。

第八條 施行日前に無効な行為に基づく債務の履行として給付がされた場合におけるその給付を受けた者の原状回復の義務については、新法第二百一十一條の二（新法第八百七十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第九條 施行日前に取り消すことができる行為がされた場合におけるその行為の追認（法定追認を含む。）については、新法第二百二條、第二百二十四條及び第二百五條（これらの規定を新法第八百七十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。